

つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例

	平成11年4月1日	条例第12号
改正	平成11年12月27日	条例第22号
改正	平成13年3月29日	条例第2号
改正	平成14年12月27日	条例第2号
改正	平成15年11月27日	条例第3号
改正	平成17年3月28日	条例第10号
改正	平成17年11月29日	条例第12号
改正	平成18年3月24日	条例第2号
改正	平成19年11月30日	条例第5号
改正	平成21年11月24日	条例第1号
改正	平成22年3月29日	条例第3号
改正	平成22年11月25日	条例第7号
改正	平成23年11月29日	条例第8号
改正	平成26年12月1日	条例第4号
改正	平成27年3月27日	条例第6号
改正	平成28年3月28日	条例第4号
改正	平成28年12月22日	条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第24条第5項の規定に基づき、同法第3条に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

(平成13条例2・平成28条例4・一部改正)

(派遣職員)

第2条 この条例において派遣職員とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において同法第252条の17の規定によりつがる西北五広域連合に他の地方公共団体（以下「派遣元」という。）から派遣される職員をいう。

（給与の基本原則）

第3条 職員の給与は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、及びその職員の人事評価その他の能力の実証に基づいたものでなければならない。

（平成13条例2・平成28条例4・一部改正）

（給料）

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

（給料表）

第5条 給料表の種類は、別表第1のとおりとする。

2 給料表は、第15条に規定する職員以外のすべての派遣職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

（平成13条例2・平成14条例2・平成15条例3・平成26条例4・平成28条例4・一部改正）

（給料の支給方法）

第6条 職員の給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし、規則で定める日にその全額を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数からつがる西北五広域連合の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第9号）第2条の規定により準用される五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年五所川原市条例第34号。以下「五所川原市職員勤務時間等条例」という。）第3条第1項、第4条又は第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（平成13条例2・平成17条例10・一部改正）

（給料月額等）

第7条 新たに派遣職員となった者の給料月額は、その者が派遣元の職員として在職した場合に受けるべき給料月額とする。

2 法第28条の6第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者が任用されていたつがる西北五広域連合を組織する地

方公共団体に再任用された場合に受けるべき給料月額とする。

- 3 派遣職員を昇給し又は昇格し若しくは降格させる場合、昇給期間を短縮する場合、復職させる場合等における給料月額の調整の基準については、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用する。

(平成13条例2・一部改正)

(給与の減額)

第8条 職員が勤務しないときは、五所川原市勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、五所川原市職員勤務時間等条例第11条に規定する祝日法による休日(五所川原市職員勤務時間等条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び五所川原市職員勤務時間等条例第11条に規定する年末年始の休日(五所川原市職員勤務時間等条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(平成13条例2・平成17条例10・平成22条例3・一部改正)

(時間外勤務手当)

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。事項において同じ。)における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(平成22条例3・一部改正)

3 前2項の規定にかかわらず、五所川原市職員勤務時間等条例第5条の規定によりあらかじめ五所川原市職員勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた派遣職員には、割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第12条に

規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び五所川原市勤務時間条例第5号の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（五所川原市勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の場合は100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（平成22年条例3・一部改正）

- 5 五所川原市勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第1項に規定する規則で定める割合を減じた割合（正規の勤務時間外にした勤務に係る当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175から同項に規定する規則で定める割合に100分の25を加算した割合を減じた割合、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務に係る当該時間の場合は100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（平成22年条例3・一部改正）

- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあり、及び、「同項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（平成13条例2・平成22年条例3・一部改正）

（休日勤務手当）

- 第10条 祝日法による休日等及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（平成13条例2・一部改正）

（端数計算）

- 第11条 第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 第8条から第10条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(時間外勤務手当等の支給制限)

第13条 第9条及び第10条の規定は、管理職手当の支給を受けるべき職員には適用しない。

(平成13条例2・一部改正)

(管理職手当等の支給)

第14条 管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給については、別に定めがある場合を除くほか、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用する。

2 再任用職員にあっては、前項に掲げる手当のうち通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給するものとし、その者が任用されていたつがる西北五広域連合を組織する地方公共団体に再任用された場合に適用される規定を適用する。

(平成13条例2・一部改正)

(非常勤職員の給与)

第15条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時職員の給与は、予算の範囲内において広域連合長が別に定める。

(平成13条例2・一部改正)

(休職者の給与)

第16条 派遣職員が休職にされたときは、その者が派遣元の職員として休職にされた場合に受けるべき給与を支給する。

2 再任用職員が休職にされたときの給与の支給は、その者が任用されていたつがる西北五広域連合を組織する地方公共団体における再任用職員の休職者に適用される規定を適用する。

(平成13条例2・一部改正)

(給与の口座振替)

第17条 職員及び非常勤職員の給与は、その者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第18条 派遣職員の給与から控除できるものは、その者が派遣元の職員として在職した場合に給与から控除できるとされているものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 広域連合長は、特別の理由があると認められるときは、別表の給料表の級の最高号給を超える給料月額を支給することができる。

(平成14条例2・一部改正)

附 則(平成11年条例第7号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合職員の給与に関す

る条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 14 条例 2・一部改正）

（切替期間における異動者の号給等）

- 2 切替日からこの条例の施行の日（附則第 5 項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、広域連合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、広域連合長の定めるところによる。

（平成 14 条例 2・一部改正）

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員等が受けていた号給等の基礎）

- 4 前 2 項の規程の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成 12 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給等の調整）

- 5 施行日から平成 12 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 13 年条例第 2 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 1 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表によるほか派遣元の職員として在職した場合に

適用される規定を適用し、切り替えるものとする。

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

最高号給を超える給料月額の切替表

8 級	
旧号給等	新号給等
21号給 円	21号給 円
469,600	459,900
473,400	463,600
477,200	467,300
481,000	471,000
484,000	474,700

附 則（平成15年条例第3号）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第10号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年条例第12号）

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。
- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成18年条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3 切替日の前日においてつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（広域連合長の定める職員にあっては、広域連合長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高号給を超える給料月額切替え）

4 切替日の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年条例第1号。）の施行の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で、その職務の級及び号給がそれぞれ同表の職務の級欄及び号給欄に掲げる職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から当該差額の2分の1の額（その額が1万円を超える場合にあっては、1万円）を減じた額を給料として支給する。

（平成21条例1・平成22条例7・平成23条例8・平成27条例1・一部改正）

給料表	職務の級	号給
-----	------	----

行政職給料表	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 2 4 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前 3 項の規定による給料の額がつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年 3 月 つがる西北五広域連合条例第 1 号）附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額に満たない場合には、前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

（平成 27 年条例 1 ・一部改正）

（規則への委任）

11 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平成 27 年条例 1 ・一部改正）

（つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正）

12 つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 11 年 つがる西北五広域連合条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「37 円」を「20 円」に改める。

別表中「5 級」を「3 級」に、「4 級」を「2 級」に、「1,900 円」を「2,000 円」に、

「備考 宿泊料の欄中甲地方とは県外の地域をいい、乙地方とは県内の地域をいう。」を

「備考

1 甲地方とは県外の地域をいい、乙地方とは県内の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。」

に改める。

（平成 27 年条例 1 ・一部改正）

13 前項の規定による改正後のつがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（平成 27 年条例 1 ・一部改正）

附 則（平成 19 年条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 12 月 1 日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 平成19年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、広域連合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、広域連合長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則(平成21年条例第1号)

この条例は平成21年12月1日から施行する。

附則(平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成22年条例第7号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附則(平成23年条例第8号)

(施行期日)

- この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例第14条第1項及び第2項、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1)平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例第15条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この号及び次号において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して連合長が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日

(当該日が2以上あるときは、当該日のうち連合長が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.4を乗じて得た額に、8(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他連合長が定める期間がある職員にあっては、8から当該期間を考慮して連合長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで

(2)平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して連合長が定めるものを除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成26年条例第4号)

この条例は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認めら

れるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 前3項の規定による給料の額がつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年つがる西北五広域連合条例第2号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額を超えない場合には、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

（規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第5条第1項及び別表第1の改正規定による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第5条第1項及び別表第1の改正規定による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年つがる西北五広域連合条例第2号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項まで又はつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年つがる西北五広域連合条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成18年改正条例附則第7項から第9項まで又は平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年つがる西北五広域連合条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第5条関係) (平成13条例2・平成14条例2・平成15条例3・平成17条例12・平成18条例2・平成19条例5・平成21条例1・平成22条例7・平成23条例8・平成26条例4・平成27条例6・平成28条例4・平成28条例6・一部改正)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500

25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200

再任用 職員以 外の職 員	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			

93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800	380,700	
95		294,400	342,300	381,100	
96		294,800	342,700	381,500	
97		295,000	342,800	381,800	
98		295,300	343,300	382,300	
99		295,700	343,700	382,700	
100		296,100	344,000	383,100	
101		296,300	344,300	383,400	
102		296,600	344,700		
103		297,000	345,100		
104		297,300	345,500		
105		297,500	346,000		
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			
123		302,800			
124		303,100			
125		303,400			

再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2（第5条関係）（平成28条例4・一部改正）

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 係長の職務 2 主査の職務
4級	主幹の職務
5級	1 課長の職務 2 副参事の職務
6級	参事の職務
7級	1 事務局長の職務 2 理事の職務